

以上をモットーとし社内上下を牽作之之が実現に努力致居候然るに争議發生
 以来の経過は頗る有私に有之三月六日之が勃發の當日より争議團に加盟する
 を好まずして工傷に専集就業せる工員は全員の過半数を占め尚一旦加盟を余
 儀なくせしむる者もあつた。近害を脱して会社側に相投し斯くして旬日と出
 てず就業人等は平素の二分の一に座し是等諸君の特別熱心なる作業と各方面
 の応援臨時工員の協力とに依り作業能力は既に復舊平日に優るの状況に至
 り申す事何よりの欣喜とするに如く有之社内一同大いに意を強うし奮勵致居
 次第に中座候る此は目下工場附近に屯管する争議團と格別なるもの時々御
 騒がせ致居候事誠に恐縮には候得共此等は少數無頼の徒に有之若し其秩序
 維持のため断然たる態度に出づる事不仕得儀に有之茲に右類未經過筆申述
 特に各位の御情鑑御援助を仰ぐ次第に申座候 敬具

昭和十年三月

東京市品川区西品川二丁目七五〇

株式 荏原製作所 会社

労務第八一一号

昭和十年四月二十二日

常務理事
 労働課長

事務主任

内務大臣 後 藤 文 夫 殿

社 會 局 長 官 殿

各 府 縣 長 官 殿

北海道庁 支庁長官 官 殿

警視總監 小 泉 一 雄

株式會社荏原製作所労働争議 に関する件 (第一報 解決)

要旨

既報後該會社側が労働争議に會見を回避シテアリタリ是等争議團は格別向アリ名ヲ以テ調停
 労働課及新製品出番ニ於テ直接同格ニテ及有様ニシテ結果態度ヲ改ムルニ至リ四月十四日漸ク解
 決セリ(卷二 第六頁)

標記争議ハ既報後依然該會社側が強硬ナル態度ヲ持テ争議團側ト
 會見を回避シテアリタル為ニ解決ヲ曙光ニ見ズ争議團

10.4.30
 39